



LED照明装置事件

審決取消請求事件

[令和5年1月23日判決（知財高裁）令和4年（行ケ）第10028号](#)

キーワード：分割要件／新規事項の追加

担当 弁理士 佐伯秀行

1. 事案の概要

本件は、従前請求人が令和3年3月31日に本件特許権に対して請求した無効審判（無効2021-800028）につき、特許庁が令和4年3月15日不成立の審決を行ったので、旧請求人を承継した原告が、審決取消訴訟を提起した事案である。

2. 結論

請求棄却

3. 本件特許

登録番号：特許第6145236号

発明の名称：LED照明装置

出願日：平成29年3月7日（親出願の優先日 平成21年7月13日）

出願番号：特願2017-42900

登録日：平成29年5月19日

4. 本件発明

【請求項1】

LEDユニットとマウント部とからなるLED照明装置であって、
前記LEDユニットは、
複数のLED発光部と、
前記複数のLED発光部が長手方向に沿って配列された長尺状の基板と、
断面コの字状であり、前記コの字状の底面部の外側に前記基板が設けられたベース部
と、

前記基板および前記ベース部の前記底面部を覆う長尺状の透光カバーと、
を備えており、

前記マウント部は、長尺状の底板部、および前記底板部の短手方向両端から起立する2つの壁部からなる凹部を備え、

前記LEDユニットは、前記マウント部の前記凹部に着脱可能に取付けられる、LED照明装置。

【請求項2】

前記LEDユニットを前記マウント部に着脱可能に保持する弾性部材を備える、請求項1に記載のLED照明装置。

5. 争点

分割要件に関する判断の誤りの有無。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）分割要件の判断基準について

特許出願の分割は、二以上の発明を包含する特許出願の一部を新たな特許出願とするものであるところ、分割出願が原出願の時にしたものとみなされるという効果を生ずるから（特許法44条2項）、分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であることを要する。

そして、原出願の出願当初の明細書等に記載された事項とは、当業者によって、原出願の出願当初の明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、分割出願の明細書等に記載された事項が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、分割出願の明細書等に記載された事項は、原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内にあるとすることができる。

（2）新規事項の追加の有無について

- ・本件特許の請求項1に記載の「着脱可能に」との事項について

親出願の当初明細書等に開示されていた課題について検討すると、親出願の当初明細書等には、【発明が解決しようとする課題】に、「室内がスマートであるとの印象を与えるLED照明装置を提供する」(【0010】)という課題が記載されている。また、【背景技術】に関しては、「LED照明装置Xからの光は輝度むらを生じやすく、「見る者が見栄えがよくないと感じてしまう」(【0004】)という課題が示され、第9実施形態に関して、「光のムラを抑える」(【0151】～【0155】)という課題が開示されている。

しかし、親出願の当初明細書等には、多数の実施形態（第1ないし第24実施形態）が開示されており、そこで開示されている課題は、上記の課題に限られるものではない。

すなわち、親出願の当初明細書等には、「LEDユニット2を容易に取り付けることができる。」点(【0044】)、「LED照明装置A1は、マウント1からLEDユニット2を容易に取り外すことができる。」点(【0046】)、「LED照明装置A12では、LEDユニット2の交換を容易にかつ速やかに行うことが可能となっている。」点(【0186】)などの記載があり、これらの記載に鑑みれば、親出願の当初明細書等には、「LEDユニットを交換可能とする」ことが発明の課題として記載されていると認められる。

このように、親出願の当初明細書等には、「LEDユニットを交換可能とする」という課題が記載されており、この課題は、LEDユニットが「着脱可能に」取り付けられていれば解決可能なものであって、着脱可能とする構成について、特定の構成を採用しなければならぬとする特別の要請があるとは認められず、具体的な構成まで特定しなければ解決できないということはなく、当業者であれば、技術常識に照らし、着脱可能とする適宜の方法を選択して解決することができるものと認められる。

そして、これらの複数の取り付け、取り外す構成を包含する発明特定事項について、「着脱可能に」と特定することは、親出願の出願当初の明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項であるといえ、親出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であるものといえるから、新たな技術的事項を導入するものとは認められない。

- ・本件特許の請求項1に記載の「透光カバー」との事項について

本件特許の請求項1と親出願の当初明細書等を参照すると、本件発明1の「透光カバー」は、親出願の当初明細書等に記載された「カバー4」に対応する部材であることは明らかである。「カバー4」について、親出願の当初明細書等には、「カバー4は、図3に示すようにx方向に延びる断面円弧状の帯状であり、LEDモジュール20からの光を拡散しつつ透過するたとえば乳白色の樹脂からなる。」(段落【0034】)などと記載されている。親出願の当初明細書等における上記各記載は、「カバー4」がLEDモジュール20からの光を透過する性質を有することを示すものであり、また、そもそも照明装置の光源を覆うカバーが光源の光を透過させる性質を有することは技術常識であることからしても、親出願の当初明細書等に記載の「カバー4」が光を透過する性質を備えていることは明らかである。

そして、「光を透過すること」と「透光」とは同義であるから、「カバー4」を「透光カバー」と特定することは、親出願の当初明細書等の上記各記載や上記技術常識に鑑みて極めて自明な事項を特定したにすぎないものであって、新たな技術的事項を導入するものとは認められない。

したがって、「透光カバー」という用語自体が親出願の当初明細書等で用いられていなかったとしても、本件特許出願の請求項1の「透光カバー」という事項は、当業者によって親出願の当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項の範囲内にあるものと認められ、本件特許出願により請求項1に「透光カバー」という事項を追加することは、親出願の当初明細書等に対して新たな技術的事項を追加するものではなく、新規事項の追加には当たらない。

- ・本件特許の請求項2に記載の「弾性部材」との事項について

親出願の当初明細書等の段落【0025】、【0026】、【0044】及び【0046】並びに図2、図10及び図11等には、LEDユニット2をマウント1の凹部10aにホルダ11の可撓部11bの弾性変形を用いて取り付け、取り外すことが記載されており、本件発明2の「弾性部材」に対応する部材は上記「可撓部11b」であると認められる。

上記「可撓部11b」は、外力に応じて1対の係止片11aを互いに接近離間させるように弾性変形する弾性部材として機能するものであることは明らかであって、一方、弾性部材として機能する部材であれば、その素材や製造方法に特に限定されることなく、LEDユニット2を着脱可能に取り付ける機能を有することも明らかである。そうすると、親出願の当初明細書等に記載の「可撓部11b」を「弾性部材」と特定することは、親出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であるというべきであって、新たな技術的事項を導入するものではない。

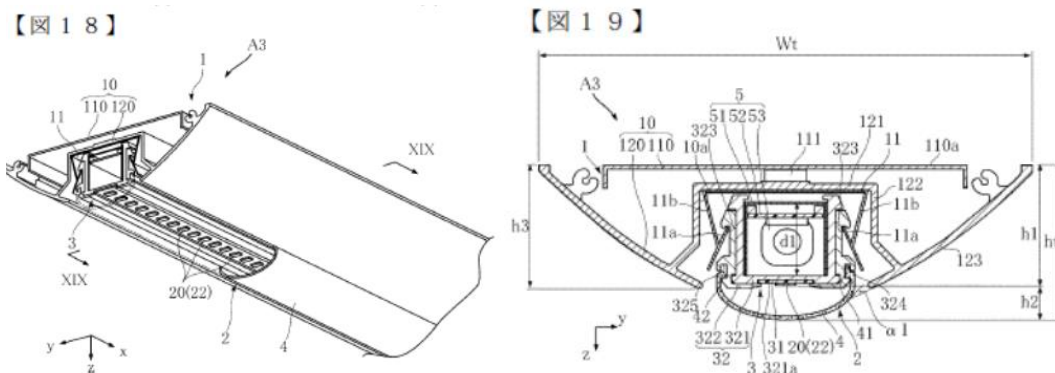
- ・本件特許の請求項1に記載の「長尺状の基板」、「長尺状の透光カバー」及び「長尺状の底板部」における「長尺状」との事項について

親出願の当初明細書等の段落【0030】には基板31が帯状であることが記載され、段落【0034】にはカバー4が帯状であることが記載されている。帯状とは、「ある幅をもって長くのびているさま。」(広辞苑第6版、甲10)、「帯のようなほそながい形・状態。」(大辞林第4版)を意味するから、親出願の当初明細書等には、基板及びカバーが、ほそながい形であることが記載されていると認められる。

他方、「長尺」とは、「長さがあること。長いこと。」(大辞林第4版)を意味するから、「長尺状」とは、長さがある状態であること、長い状態であることを意味するものと認められる。しかるところ、上記のとおり、親出願の当初明細書等には、基板及びカバーが、ほそながい形であること(带状)が記載されているから、基板及びカバーは、また、長さがある状態であり、長い状態である(長尺状)ともいうことができる。そのため、親出願の当初明細書等には、長尺状の基板、長尺状の透光カバーが記載されていたものと認められる。

したがって、本件特許の請求項1に記載の「長尺状の基板」、「長尺状の透光カバー」における「長尺状」との事項は、親出願の当初明細書等に記載されていた技術的事項の範囲内にあるものと認められ、新規事項を追加するものとは認められない。

親出願の当初明細書等において、第3実施形態に関して、段落【0056】には「マウント1の本体10が、ベースプレート110およびウイング部120によって構成されている。ベースプレート110は、x方向を長手方向とし、y方向を幅方向とする細長の板状に形成されており、取り付け面110a、複数の膨出部111を備えている。」と記載され、段落【0057】には「底板部121は、ベースプレート110に対して平行である。・・・底板部121および2つの壁部122は、LEDユニット2を収容するための凹部10aを構成している。」と記載されており、第3実施形態の図面として次のとおりの図18及び図19が掲載されている。



上記の親出願の当初明細書等の記載によれば、底板部121は、細長の板状であるものと認められる。

ところで、「長尺状」とは、長さがある状態であること、長い状態であることを意味するものと認められるところ、底板部121は、細長の板状であるから、親出願の当初明細書等には、長尺状の底板部121が記載されていたものと認められる。したがって、本件特許の請求項1に記載の「長尺状の底板部」における「長尺状」との事項は、親出願の当初明細書等に記載されていた技術的事項の範囲内にあるものと認められ、新規事項を追加するものとは認められない。

(3) 結論

本件特許出願の出願日について本件特許の請求項1に記載の「着脱可能に」との事項、請求項1に記載の「透光カバー」との事項、請求項2に記載の「弾性部材」との事項、請求項1に記載の「長尺状の基板」、「長尺状の透光カバー」及び「長尺状の底板部」における「長尺状」との事項は、親出願の当初明細書等の記載に対して新たな技術的事項を導入するものとは認められない。

したがって、本件特許出願は、適法な分割出願であり、その出願日は、親出願の出願日である平成22年3月8日である。

以上